

保育施設における事故報告件数(重篤な事故)

単位:件数

			骨折	火傷	その他	死亡	意識不明	合計
平成21年12月～平成22年12月	全 国	認可	28	2	3	5	0	38
		認可外	3	0	0	7	2	12
	東京都	認可	—	—	—	1	—	1
		認可外	—	—	—	0	—	0
	板橋区	認可	0	0	0	1	0	1
		認可外	0	0	0	0	0	0
平成23年 1月～平成23年12月	全 国	認可	57	1	8	2	1	69
		認可外	4	1	3	12	0	20
	東京都	認可	—	—	—	0	—	0
		認可外	—	—	—	2	—	2
	板橋区	認可	0	0	0	0	0	0
		認可外	0	0	0	0	0	0

※全国の件数は、厚生労働省ホームページより抜粋。

※東京都の件数は、東京都福祉保健局に確認。

死亡事故以外の件数については、即答できる資料が無い旨回答があったため、「—」とした。

※認可保育園、認証保育所、認定こども園、保育室、家庭福祉員、ベビールーム、保育ルームにおいて発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等について、区では東京都に報告を行っている。なお、事業所内保育施設、院内保育施設、ベビーホテル等の認可外保育施設については、直接東京都が通知し、報告を受けている。

平成23年1月11日
【照会先】
雇用均等・児童家庭局保育課
課長補佐 岩崎(内線7925)
保育指導専門官 丸山(内線7919)
担当係 保育係(内線7947)
(代表番号) 03(5253)1111
(直通番号) 03(3595)2542

保育施設における事故報告集計

平成21年12月から平成22年12月の間に報告のあった、保育施設における事故報告を取りまとめました。

- 報告件数は50件あった。うち認可保育所が38件、認可外保育施設が12件だった。
- 負傷の報告は38件あり、そのうち4歳が最も多かった。
- 死亡事例は12件あり、そのうち0歳が最も多かった。
- 発生場所は、保育室等の室内が最も多い。

1. 事故報告概要

保育施設において発生した「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」で、平成21年12月から平成22年12月31日までに報告のあったものを集計した。

(1) 報告件数 50件

(2) 事故報告の内訳

	骨折	死亡	火傷	その他	意識不明	合計
認可	28件(転倒14件、 転落10件、交通事故1件、 不明3件)	5件(SIDS 1件、 SIDSの疑い1件、 その他3件)	2件	3件	0件	38件
認可外	3件(転倒0件、 転落2件、交通事故0件、 不明1件)	7件(SIDS 2件、 SIDSの疑い1件、 その他4件)	0件	0件	2件	12件
合計	31件(転倒14件、 転落12件、交通事故1件、 不明4件)	12件(SIDS 3件、 SIDSの疑い2件、 その他7件)	2件	3件	2件	50件

※骨折のうち3件は、鼓膜が破れる等の他の複合症状あり。不明は、施設において事故発生時の状況が確認できなかったもの。

※その他は、刺し傷や目に傷害を負ったもの。

※意識不明は平成22年12月28日現在。

(参考)

認可保育所

施設数23,068か所 利用児童数2,080,114人(平成22年4月1日現在)

認可外保育施設(事業所内保育施設を含む)

施設数11,153か所 利用児童数232,765人(平成21年3月31日現在)

【年齢別】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡事例	6名	5名	0名	0名	0名	1名	0名	12名

死亡事例以外	1名	6名	3名	6名	10名	9名	3名	38名
合計	7名	11名	3名	6名	10名	10名	3名	50名

【場所別】

	園内(室内)	園内(室外)	園外	合計
死亡事例	12件	0件	0件	12件
死亡事例以外	17件	11件	10件	38件
合計	29件	11件	10件	50件

2. 事故発生の主なケース

- ・午睡中に保育士が異変を発見し、病院搬送後死亡。
- ・おやつをのどに詰まらせ、窒息し死亡。
- ・登園中、道路に飛び出し乗用車と衝突。
- ・火傷を負った事例については、2件ともにポット等が倒れ子供にお湯がかかり負傷。
- ・鉄棒、ジャングルジム等から落下または自ら飛び降り、着地に失敗して骨折。
- ・廊下や保育室を走り転倒。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

平成24年1月27日
雇用均等・児童家庭局保育課
課長補佐 鈴木(内線7925)
保育係長 今井(内線7947)
(代表番号) 03(5253)1111
(直通番号) 03(3595)2542

保育施設における事故報告集計

平成23年1月1日から平成23年12月31日の間に報告のあった、保育施設における事故報告を取りまとめましたので、公表します。

- 報告件数は89件あった(認可保育所…69件、認可外保育施設…20件)。
- 負傷等の報告は75件あり、そのうち5歳(21名)が最も多かった。
- 死亡事例は14件あり、そのうち0歳(7名)が最も多かった。
- 事故の発生場所は、保育室等の室内(61件)が最も多い。

1.事故報告概要

保育施設において発生した「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」で、平成23年1月1日から平成23年12月31日までに報告のあったものを集計した。

(1)報告件数 89件

(2)事故報告の内訳

	負傷等				死亡	意識不明	計
		骨折	火傷	その他			
認可	66件	57件	1件	8件	2件	1件	69件
認可外	8件	4件	1件	3件	12件	0件	20件
計	74件	61件	2件	11件	14件	1件	89件

- ※骨折のうち3件は、胸部打撲、肘の捻挫・脱臼の複合症状を伴うものである。
- ※負傷のその他には、骨のひび、唇の裂傷、爪の剥離が含まれる。
- ※死亡事故の中には、SIDS(乳幼児突然死症候群)、SIDSの疑いがそれぞれ1件含まれる。

(参考)

認可保育所(東日本大震災の影響により岩手県、宮城県、福島県の8市町を除いた集計)
施設数23,385か所 利用児童数2,122,951人 (平成23年4月1日現在)

認可外保育施設(事業所内保育施設を除く)
施設数7,400か所 利用児童数238,000人 (平成22年3月31日現在)

【年齢別】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡	7名	5名	2名	0名	0名	0名	0名	14名
負傷等	2名	2名	10名	14名	14名	21名	12名	75名
計	9名	7名	12名	14名	14名	21名	12名	89名

※負傷等には意識不明が含まれる。

【場所別】

	園内(室内)	園内(室外)	園外	計
死亡事例	14名	0名	0名	14名
負傷等	47名	22名	6名	75名
計	61名	22名	6名	89名

2. 事故発生の主なケース

- ・死亡事例は、いずれも睡眠中に異常を発見し、その後、搬送先の病院で死亡が確認された。
- ・火傷を負った2つの事例は、1件は保育士が沐浴時の温度確認を怠ったもの。もう1件は昼食準備中にお茶が児童にかかったもの。
- ・骨折の事例は、鉄棒や遊具等から落下、廊下や保育室での転倒によるもの。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.



21福保一保第1634号
平成22年3月16日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 稲葉 薫
(公印省略)

保育施設における事故の報告について (依頼)

保育施設における事故防止及び安全の確保については、従前から万全を期すようお願いしてきたところです。

今般、別紙のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長より通知があり、万一不慮の事故が発生した場合の報告様式が定められました。

貴職におかれては、保育施設において死亡事故や重篤な事故等が発生した場合には、今後、当該別紙様式により東京都あて報告をお願いします。

なお、報告対象とする保育施設は、貴所管の認可保育所、認証保育所、認定こども園、保育室、家庭福祉員、その他区市町村が実施する単独保育施策事業による保育施設とします。各施設等への周知方よろしくお願いいたします。

事業所内保育施設、院内保育施設、ベビーホテルその他の認可外保育施設については、別添のとおり東京都から直接、施設設置者あて通知いたします。

雇児保発0119第1号

平成22年1月19日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



保育所及び認可外保育施設における事故の報告について

保育所における事故については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）により、施設従事者の不注意などによる事故が発生することのないよう一層の指導の徹底を図るとともに、万一不慮の事故が発生した場合には速やかに詳細をご報告いただくこととしているところであるが、今般、事故の発生状況をより適切に把握するため、別紙のとおり報告様式を作成したので、引き続き指導の徹底を図るとともに、保育所および認可外保育施設において死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、今後、当該別紙様式により報告されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。



事務連絡
平成22年1月19日

都道府県
各指定都市 保育所・認可外保育施設指導担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育係

保育所及び認可外保育施設における事故の報告内容について

保育所および認可外保育施設における事故については、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日雇児保発0119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、報告いただくこととしているが、その報告の内容について別紙1のとおり例示するので、こちらを参考の上、可能な限り詳細な報告をいただけるようお願いする。

なお、当報告様式の内容が揃わない時点であっても、状況を把握した時点で当職宛第一報を連絡願いたい。更に、報告様式提出後であっても状況に変化が起きた場合には適宜報告をいただくようお願いする。

また、事故に対する指導については、別紙2を参照の上、一層の指導の徹底をお願いする。

(別紙)

保育所及び認可外保育施設 事故報告様式

認可・認可外		年 月 日				
自治体名				施設名		
所在地				開設(認可)年月日	年 月 日	
設置者				代表者名		
入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
保育従事者数	名			うち保育士	名	
うち常勤保育従事者	名			うち常勤保育士	名	
保育室等の面積	乳児室	m ² ・ほふく室	m ² ・保育室	m ² ・遊戯室	m ²	
事故発生日時	年 月 日 時					
児童年齢・性別	歳・ヶ月 児			入所年月日	年 月 日	
病状・死因等 (既往症)						病院名
発生時の体制	歳児 名		保育従事者 名(保育士 名)			
発見時の 児童の様子	体勢(うつぶせ・仰向け等)・顔色・体温等					
発生状況	時間	内 容				
(当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入)						
発生後の対応 (報道発表予定)						

発生状況欄は適宜広げて記載してください。なお、直近の指導監査の状況報告があれば添付し、施設の基本情報等そちらに記載があるものは様式内の記載を省略可。

保育所及び認可外保育施設 事故報告様式 (例)

<input checked="" type="radio"/> 認可 ・ <input type="radio"/> 認可外		○○年 ○月 ○日				
自治体名	○○県○○市		施設名	○○保育園		
所在地	○○市○山1-2-2		開設(認可)年月日	○○年 ○月 ○日		
設置者	○○法人○○会		代表者名	○○ ○○		
入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
	○○	○○	○○	○○	○○	○○
保育従事者数	○○名		うち保育士	○○名		
うち常勤保育従事者	○○名		うち常勤保育士	○○名		
保育室等の面積	乳児室 ○ m ² ・ ほふく室 ○ m ² ・ 保育室 ○ m ² ・ 遊戯室 ○ m ²					
事故発生日時	○○年 ○○月 ○○日 ○○時○○分頃					
児童年齢・性別	3. <input checked="" type="radio"/> 歳 ヶ月 男児		入所年月日	○○年 ○月 ○日		
病状・死因等 (既往症)	溺死					
	既往症：気管支系の疾患			病院名	○○市立○○総合病院	
発生時の体制	3歳児 18名		保育従事者	3名(保育士 2名)		
発見時の児童の様子	水深30cm位の足洗い用のたらいに俯せで発見。顔は青白いが、水を吐いた後、息はあった。(通常、足を洗ったら即座に水をすてるところがそのままの状態であった)					
発生状況	時間	内 容				
	(当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入)	8:00	母親に連れられて登園、微熱があるので薬を預かる			
	8:15	保育室内でブロック遊び				
	8:30	確認：ブロック遊び				
	8:40	他の児童と保育室を出てホールへ				
	8:50	確認：鬼ごっこ				
	9:00	散歩の準備				
	9:10	3歳児18名、保育従事者3名で散歩へ出発				
		2列に整列し、先頭と最後尾に保育士、中間に保育従事者				
	9:30	目的地の林に到着(虫探しなど)				
	10:30	2列に整列し園へ				
	10:50	園庭に到着 人数確認				
	10:55	4、5歳児と合流し、園庭で遊ぶ				
		1名の保育士はケガをした児童の治療				
		残りの保育士と保育従事者が園庭で観察				
	11:15	当該児童が居ないのに気づく				
	11:20	足洗い用のたらいで児童を発見				
		救急車を呼びながら人工呼吸				
	11:30	救急車到着 ○○市立○○総合病院へ搬送				
	12:50	搬送先の病院で死亡確認				
発生後の対応 (報道発表予定)	15時すぎ 警察による事情聴取 事故翌日17日 市が事故報告の記者会見実施(別紙公表資料参照) 保育所において保護者への説明会実施					

保育所等における事故防止のための指導事項について

1. 基本原理

- ① 子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務であり、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、事故防止・安全対策を講じること。その際、保育所保育指針解説書及び保育所における自己評価ガイドラインに示されている「子どもの健康及び安全」に関する事項を踏まえ、全職員の共通理解・共通認識の下、日々継続的に取り組むこと。

2. 事故防止の方法

- ① 乳幼児の発達の特徴や発達過程を踏まえ、子どもの行動や予想される事故等を見通し、事故防止マニュアルや安全点検表を作成して、日々及び定期的に施設内外の点検を行い、安全の確保を図ること。
- ② 子どもの思いがけない行動や、あと一歩で事故になるところだったという事例（インシデント）を記録、分析し、事故予防対策に活用すること。
- ③ 地域や保育所間で、子どもの健康・安全に関わる情報等を共有するとともに、講習や研修を通して事故防止のためのスキルアップを図ること。
- ④ 市町村の支援の下に、日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるようにすること。

3. 事故防止の観点

各保育所において、以下の例を参考としながら事故防止の観点を明らかにする表を作成することが望ましい。

- ① 子どもの年齢・発達とそれに伴う危険及び配慮点を明らかにする。(①)
- ② 保育室、園庭、トイレや廊下などにおける危険及び配慮点を明らかにする(②)
- ③ 子どもの遊びや活動に伴う危険及び配慮点を明らかにする(③)

①

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例	・睡眠時の窒息(布団がかかる。よだれかけ等のひもが絡まる等)	・寝具とその周辺の点検	・常に子どもを確認
0	・吐乳による窒息	・玩具・用具の点検	・睡眠時の観察・点検
歳	・小さなものや異物の誤飲	(大きさ、素材、破損	・仰向けに寝かせる
か	・ベッドや椅子等からの転倒転落	状態、清潔・安定感	・すぐに支えられる位置にい
ら	・ドアなどに手をはさむ	等)	る。
1	・少量の水で溺れる。	・転んだときに二次	・子どもや保育士の足下に十分
歳	・低温火傷や脱水症	的なケガにならない	気をつける
	(・乳幼児突然死症候群SIDS)	環境設定	・洗面器、たらい、流し等の水
	等	・水まわりの点検	をためない等の配慮
		等	・ミルクや沐浴の湯等の温度調
			節と確認 等

②

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・地震などによる家具等の転倒 ・机や棚の角に頭や体をぶつける ・引き出しやドアに手をはさむ ・誤飲による窒息 ・破損した玩具によるケガ ・子ども同士がぶつかる <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止装置 ・必要に応じて、ガード等による工夫 ・誤飲しやすいものがないかの点検 ・子どもの視線・動線を考慮した環境設定 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の安全点検と環境整備 ・子ども一人一人の居場所や他の保育士等の位置を把握 ・遊具や用具の取り扱い方を繰り返し子どもに伝えるとともに管理する(特にハサミ、ひも類、箸、歯ブラシ等) <p style="text-align: right;">等</p>
例 園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具からの転倒・転落 ・子ども同士の接触や衝突 ・段差や障害物につまずいての転倒 ・蜂や毛虫による被害 ・水たまりや洗い桶などでの窒息 ・プール遊びでの事故 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具とその周辺の点検 ・遊びや活動の仕切りやスペースの確保 ・虫などの被害防止 ・水まわりの点検 ・プールの安全管理 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外遊びや遊具で遊ぶ機会を多く取り入れる ・遊び方やそのルールを丁寧に伝え、守れるようにする ・季節に応じた対策を講じる ・子ども的人数確認を行う ・水遊びの手順と役割分担を徹底する。 <p style="text-align: right;">等</p>

③

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮
例 散歩	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・路上での転倒 ・公園の遊具などでの転倒・転落 ・動植物によるケガや被害(蜂にさされる、犬にかまれる、草にかぶれる、動物の糞等) ・日射病・熱射病 ・空き缶や落ちている物を拾って口にする <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引率者、人数などの十分な体制 ・散歩経路や散歩先の公園等の状況把握 ・動植物に関する知識や対処の仕方の把握 ・帽子をかぶる ・救急用品 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人数確認・安全確認 ・保育士等の位各置や子どもへの注意の促し ・交通ルールを伝える ・遊ぶ場所や遊具の安全確認 ・遊びのルールや遊ぶ範囲を確認し守るようにする。 ・子どもの体調の変化等に留意。水分補給する。 <p style="text-align: right;">等</p>
例 給食	<ul style="list-style-type: none"> ・咀嚼・嚥下が不十分であることによる窒息 ・誤飲・誤食(アレルギー児等) ・フォークや箸などによる事故 ・椅子からの転倒 ・配膳時、鍋の汁物がこぼれ火傷する <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に合った食事内容(大きさ・固さ) ・誤飲誤食を防ぐための表示やトレー ・配膳環境も含めた食事環境の整備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと視線を合わせ食事を進め、しっかり飲み込んだかを確認。食べ物を一度に口に入れすぎないようにする。 ・アレルギー対応の把握 ・配置、動線への配慮 <p style="text-align: right;">等</p>